

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年5月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 10件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 10件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300747号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400008号

第1 結論

請求者のA社における令和3年2月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和3年2月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年2月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年2月

A社から支払われた令和3年2月の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和3年2月分の月別給与一覧表によると、請求者は、同社から同年2月25日及び同年2月26日にそれぞれ135万円の賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求者は、令和3年2月に2回賞与が支払われていることから、賞与支払年月日は、同一月の後で支払われた同年2月26日、標準賞与額は、2回支払われた賞与額及び当該各賞与に係る厚生年金保険料控除額の合計に見合う標準賞与額がいずれも1か月当たりの標準賞与額の上限を超えていることから、上限額の150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300748号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400009号

第1 結論

請求者のA社における令和3年2月26日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

令和3年2月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年2月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年2月

A社から支払われた令和3年2月の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和3年2月分の月別給与一覧表によると、請求者は、同社から同年2月25日及び同年2月26日にそれぞれ25万円の賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求者は、令和3年2月に2回賞与が支払われていることから、賞与支払年月日は、同一月の後で支払われた同年2月26日、標準賞与額は、2回支払われた賞与額及び当該各賞与に係る厚生年金保険料控除額の合計に見合う標準賞与額はいずれも50万円であることから、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300749号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400010号

第1 結論

請求者のA社における令和3年2月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和3年2月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年2月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年2月

A社から支払われた令和3年2月の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和3年2月分の月別給与一覧表によると、請求者は、同社から同年2月25日及び同年2月26日にそれぞれ100万円の賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求者は、令和3年2月に2回賞与が支払われていることから、賞与支払年月日は、同一月の後で支払われた同年2月26日、標準賞与額は、2回支払われた賞与額及び当該各賞与に係る厚生年金保険料控除額の合計に見合う標準賞与額がいずれも1か月当たりの標準賞与額の上限を超えていることから、上限額の150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300808号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400011号

第1 結論

請求者のA社における令和3年2月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和3年2月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年2月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年2月

A社から支払われた令和3年2月の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和3年2月分の月別給与一覧表によると、請求者は、同社から同年2月25日及び同年2月26日にそれぞれ120万円の賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求者は、令和3年2月に2回賞与が支払われていることから、賞与支払年月日は、同一月の後で支払われた同年2月26日、標準賞与額は、2回支払われた賞与額及び当該各賞与に係る厚生年金保険料控除額の合計に見合う標準賞与額がいずれも1か月当たりの標準賞与額の上限を超えていることから、上限額の150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300448号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400003号

第1 結論

昭和60年1月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月から昭和61年3月まで

A県B市の実家に帰省した際に母から渡された私宛ての同市の国民年金保険料の督促状(納付書)を使用し、当時私が住まいしていたC県D郡E町(現在は、F市)の役場又は県内の指定されていた郵便局若しくは銀行の窓口で、昭和61年7月頃から昭和62年4月頃までの期間に、請求期間の国民年金保険料約10万円を一括納付した。

しかし、請求期間は、国民年金保険料未納期間と記録されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者のB市における国民年金被保険者名簿及び戸籍の附票によると、請求者は、昭和61年4月16日に同市からE町に住所地を移動していることが確認できるところ、請求者の主張どおり、請求者が同町に移動後に請求期間の国民年金保険料を過年度納付するためには、同町において国民年金に係る住所変更の手続きを行い、その後、同町を管轄するG社会保険事務所(当時)が発行する国民年金保険料に係る納付書を使用しなければならない。

しかしながら、F市は、請求者の国民年金被保険者に係る資料の保管はない旨回答しており、請求者のE町における国民年金に係る手続きの状況について確認することができない。

また、請求者に係るオンライン記録によると、請求者が自身の預金通帳の記録から、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する昭和61年7月頃から昭和62年4月頃までの期間より後の、同年8月7日に納付書作成記録が確認できるところ、請求者の昭和61年4月1日の国民年金被保険者資格の喪失に係る処理年月日は昭和62年1月12日と記録されており、昭和61年4月1日から平成9年4月1日までの期間に被用者年金制度に加入する請求者について、国民年金被保険者資格の喪失処理後の昭和62年8月7日に作成された納付書は、請求期間に係るものであったと判断できる。

さらに、上記昭和62年8月7日に作成された納付書について、日本年金機構は、当時の国民年金保険料未納者に係る対策として社会保険庁(当時)が発出した通知により、G社会保険事務所が請求者宛てに、催告状又は納付書を発行し未納の案内を行ったものと思われる旨回答しており、上記納付書が作成された昭和62年8月7日時点において、請求期間に国民年金保険料の未納期間があったと判断できる上、同日に作成された納付書においては、国民年金法の時効の規定により、請求期間のうち一部期間に係る国民年金保険料を納付することができず、当該納付書作成記録からは、請求期間に係る国民年金保険料を昭和61年7月頃から昭和62年4月頃までの期間に一括納付したと主張する請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付をうかがうことができない。

加えて、請求者のB市における国民年金被保険者名簿において、請求期間の国民年金保険料が納付された旨の記録は確認できない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300614号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400012号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①の賞与支払年月日を平成29年7月31日、標準賞与額を40万円とし、請求期間②の賞与支払年月日を同年12月25日、標準賞与額を39万8,000円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成29年7月31日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成29年12月25日の標準賞与額については、39万8,000円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額)を40万円に訂正することが必要である。

平成29年12月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月
② 平成29年12月

請求期間①及び②にA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がないので、調査の上、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者及びA社から提出された賞与に係る明細書(以下「賞与明細書」という。)により、請求者は、請求期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は40万円、請求期間②は39万8,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、A社の事業主の陳述から、請求期間①は平成29年7月31日、請求期間②は同年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、40万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300629号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400013号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社。)における請求期間①から⑤までの各期間の賞与支払年月日及び標準賞与額を別表1のとおり訂正することが必要である。
請求期間①から⑤までの各期間の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額を訂正することが必要である。請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、別表2のとおりとする。
請求期間①から⑤までの各期間の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :
2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年12月
③ 平成18年12月
④ 平成19年7月
⑤ 平成19年12月

請求期間①から⑤までの各期間について、厚生年金保険の標準賞与額が実際に支給された賞与額よりも低い額となっているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑤までの各期間について、請求者から提出された当該各期間に係る賞与明細書により、請求者が、A社からオンライン記録の標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。
また、請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与支払年月日については、オンライン記録

において当該各期間に確認できる標準賞与額の記録から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当該各期間に係る賞与額の訂正の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額の訂正に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑤までの各期間について、賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準賞与額	
	訂正前	訂正後
平成16年12月15日	15万円	47万4,000円
平成17年12月25日	15万円	48万8,000円
平成18年12月25日	17万5,000円	49万9,000円
平成19年7月15日	12万円	30万5,000円
平成19年12月25日	25万円	49万5,000円

別表2【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準賞与額	
	訂正前	訂正後
平成16年12月15日	47万4,000円（※）	48万5,000円
平成17年12月25日	48万8,000円（※）	49万7,000円
平成18年12月25日	49万9,000円（※）	51万1,000円
平成19年7月15日	30万5,000円（※）	31万1,000円
平成19年12月25日	49万5,000円（※）	51万9,000円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300622号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400014号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社。)における請求期間のうち、平成16年4月1日から平成21年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年4月から平成21年6月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成16年4月から平成21年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年4月から平成21年6月までの各月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成16年4月1日から平成17年4月1日までの期間、平成19年4月1日から平成20年4月1日までの期間及び同年9月1日から平成21年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年4月から平成17年3月までの各月、平成19年4月から平成20年3月までの各月及び同年9月から平成21年10月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

平成16年4月から平成17年3月までの各月、平成19年4月から平成20年3月までの各月及び同年9月から平成21年10月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間のうち、平成21年11月1日から平成24年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年11月から平成24年2月までの各月の標準報酬月額については、別表3のとおりとする。

平成21年11月から平成24年2月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年4月1日から平成24年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間のうち、育児休業を取得した期間については、給与の支給はなかったが、厚生年金保険料の徴収を免除されていたので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成16年4月1日から平成21年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超

える報酬月額を支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成16年4月から平成21年6月までの各月の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成16年4月1日から平成21年7月1日までの期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているが、給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成21年7月1日から同年11月1日までの期間について、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

3 請求期間のうち、平成16年4月1日から平成17年4月1日までの期間、平成19年4月1日から平成20年4月1日までの期間及び同年9月1日から平成21年11月1日までの期間について、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の当該各期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成16年4月から平成17年3月までの各月、平成19年4月から平成20年3月までの各月及び同年9月から平成21年10月までの各月の標準報酬月額については、給与明細書及び日本年金機構の回答により確認できる報酬月額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成16年4月から平成17年3月までの各月、平成19年4月から平成20年3月までの各月及び同年9月から平成21年10月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 請求期間のうち、平成21年11月1日から平成24年3月1日までの期間について、オンライン記録によると、事業主は、請求者の平成21年11月*日から平成24年3月*日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていることが確認できる。

また、厚生年金保険法第81条の2には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、平成21年11月から平成24年2月までの各月の標準報酬月額については、上記3において認められる平成21年10月の標準報酬月額から、別表3のとおりとすることが妥当であり、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成16年4月から平成17年3月まで	11万8,000円	19万円
平成17年4月から同年8月まで		20万円
平成17年9月から平成18年8月まで		22万円
平成18年9月から平成19年3月まで	12万6,000円	20万円
平成19年4月から同年8月まで		19万円
平成19年9月から平成20年3月まで	13万4,000円	22万円
平成20年4月から同年6月まで		19万円
平成20年7月から平成21年6月まで	19万円	

別表2【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成16年4月から平成17年3月まで	19万円（※）	20万円
平成19年4月から同年8月まで	20万円（※）	22万円
平成19年9月から平成20年3月まで	19万円（※）	
平成20年9月から平成21年6月まで	22万円（※）	24万円
平成21年7月から同年10月まで	22万円	

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

別表3【厚生年金保険法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成21年11月から平成24年2月まで	22万円	24万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300770号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400015号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年7月31日から同年12月3日に訂正し、同年7月から同年11月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和57年7月31日から同年12月3日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における上記1の訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和57年12月3日)、及び取得年月日(昭和58年3月1日)を取消し、昭和57年12月から昭和58年2月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和57年12月3日から昭和58年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年12月3日から昭和58年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年7月31日から昭和58年3月1日まで

昭和50年2月にA社に入社し、昭和60年1月まで継続して同社に勤務したにもかかわらず、年金記録では、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。

調査の上、請求期間がA社における厚生年金保険の被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和57年7月31日から同年12月3日までの期間について、雇用保険の記録及びB健康保険組合から提出された請求者に係る喪失者台帳並びにA社の元事業主及び同僚の回答から、請求者が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和57年9月30日。ただし、当該全喪記録は昭和58年1月6日に取り消されている。)より後の昭和57年12月3日付けで、同年7月31日に遡って記録されている。

また、前述の被保険者名簿によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出について、昭和57年12月3日付けで、資格喪失年月日を同年5月31日又は同年7月31日に遡って記録されている同僚が複数確認できる。

さらに、A社の経理担当であった者は、同社が昭和57年*月に倒産した際に、未払いの厚生年金保険料があったため社会保険事務所(当時)に相談したところ、遡って資格を喪失

する措置がとられた旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、昭和 57 年 7 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である同年 12 月 3 日とすることが必要である。

また、請求者の昭和 57 年 7 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、被保険者名簿における同年 7 月の随時改定の記録から、22 万円とすることが必要である。

- 2 請求期間のうち、昭和 57 年 12 月 3 日から昭和 58 年 3 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録及び B 健康保険組合から提出された請求者に係る喪失者台帳並びに A 社の元事業主及び同僚の回答から、請求者が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者と同様に昭和 57 年 12 月 3 日付けで、資格喪失年月日を遡って記録され、昭和 58 年 3 月 1 日に同資格を再取得している同僚から提出された給与明細書により、当該同僚は、昭和 57 年 12 月 3 日から昭和 58 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できることから、請求者についても、当該同僚と同様に当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者は、昭和 57 年 12 月 3 日から昭和 58 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 2 月までの標準報酬月額については、被保険者名簿における昭和 57 年 7 月の随時改定の記録から、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、昭和 57 年 12 月 3 日から昭和 58 年 3 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主から厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が請求者の資格喪失年月日及び資格取得年月日を記録するとは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 2 月までの厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300648号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400016号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成10年4月1日から平成13年9月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年4月から平成11年4月までの各月の標準報酬月額は22万円を26万円、同年5月から平成12年9月までの各月の標準報酬月額は16万円を26万円、同年10月から平成13年8月までの各月の標準報酬月額は10万4,000円を26万円とする。

平成10年4月から平成13年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年4月から平成13年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成10年4月1日から平成11年10月1日までの期間及び平成12年10月1日から平成13年9月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年4月から同年9月までの各月の標準報酬月額は26万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を32万円、同年10月から平成11年9月までの各月及び平成12年10月から平成13年8月までの各月の標準報酬月額は26万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を34万円とする。

平成10年4月から平成11年9月までの各月及び平成12年10月から平成13年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成13年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のA社における平成13年9月30日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年9月の標準報酬月額については、26万円(上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を34万円とする。

平成13年9月の訂正後の標準報酬月額(上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成10年4月1日から平成13年9月30日まで
② 平成13年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額記録は実際に私が同社から受けていた報酬月額よりも低い額となっているが、当該期間には、実際の報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていた。

また、A社には平成13年9月30日まで勤務したので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年10月1日となるところ、年金記録では同年9月30日となっている（請求期間②）。

私が保管する給与明細書を提出するので、請求期間①に係る標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年10月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与台帳及び給与明細書により、請求者がA社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成10年4月から平成13年8月までの各月の標準報酬月額については、前述の給与台帳及び給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、請求者から提出された給与台帳及び給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与台帳及び給与明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成10年4月1日から平成11年10月1日までの期間及び平成12年10月1日から平成13年9月30日までの期間について、請求者から提出された給与台帳及び給与明細書により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成10年4月から平成11年9月までの各月及び平成12年10月から平成13年8月までの各月の標準報酬月額については、前述の給与台帳及び給与明細書により確認できる報酬月額から、平成10年4月から同年9月までの各月は32万円、同年10月から平成11年9月までの各月及び平成12年10月から平成13年8月までの各月は34万円とすることが妥当である。

ただし、平成10年4月から平成11年9月までの各月及び平成12年10月から平成13年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬

月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者の雇用保険の記録、A社における同僚の回答及び請求者から提出された給与明細書から判断すると、請求者は、平成 13 年 9 月 30 日まで継続して同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 13 年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②の標準報酬月額について、前述の給与明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、34 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 13 年 9 月の訂正後の標準報酬月額（上記 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300225号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400017号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年4月25日の標準賞与額は150万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年2月23日の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

平成30年2月23日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年2月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額の支払年月日を令和2年4月25日から同年4月24日に訂正し、標準賞与額を平成30年6月25日、平成31年4月25日、令和元年6月25日、令和2年4月24日及び同年6月25日は150万円とすることが必要である。

平成30年6月25日、平成31年4月25日、令和元年6月25日、令和2年4月24日及び同年6月25日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月25日、平成31年4月25日、令和元年6月25日、令和2年4月24日及び同年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年2月23日
② 平成30年4月25日
③ 平成30年6月25日
④ 平成31年4月25日
⑤ 令和元年6月25日
⑥ 令和2年4月24日
⑦ 令和2年6月25日

請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の記録では、賞与支払年月日を平成30年4月25日、標準賞与額を150万円とする、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額が記録されているが、実際の賞与支払年月日は同年2月23日であり、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたと思うので、賞与支払年月日の記録を同年4月25日から同年2月23日とした上、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

また、請求期間③から⑦までについて、A社から賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料の控除もあったが、厚生年金保険の記録では、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているので、調査の上、保険給付に反映される記録にそれぞれ訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者は、A社において、賞与支払年月日平成30年4月25日、標準賞与額150万円と記録されているところ、同社から提出された請求者の預金通帳によると、同日に同社からの賞与振込記録は見当たらないことから、請求者の同社における同日の標準賞与額に係る記録を取り消すことが妥当である。

一方、請求期間①について、A社から提出された請求者の当該期間に係る賃金台帳及び預金通帳、B市から提出された請求者の平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「確定申告書」という。）から判断すると、請求者は、同社から同年2月23日に賞与の支払を受け、150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③から⑦までの各期間について、A社から提出された請求者の当該各期間に係る賃金台帳及び預金通帳、B市から提出された請求者の平成30年分、令和1年分及び令和2年分の確定申告書から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑥の賞与支払年月日について、A社は、当該年月日を令和2年4月25日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しているが、前述の請求者の預金通帳により確認できる賞与振込年月日から、同年4月24日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300490号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年9月1日から令和3年1月1日まで

請求期間について、A社における標準報酬月額の記録は、実際にもらっていた給与額よりも低く記録されている。

調査の上、請求期間に係る年金記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

したがって、請求者の請求期間について、厚生年金特例法による記録の見直し及び保険給付が行われるためには、請求者の当該期間に係るA社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

A社から提出された請求期間に係る賃金台帳を見ると、請求者は、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間において、標準報酬月額65万円に相当する報酬月額の支給を受け、請求期間において、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されている旨記載が確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者の預金通帳において確認できる、請求期間のうち令和2年12月25日に同社から振り込まれた給与の預り金額は、上記賃金台帳において確認できる同年12月の給与に係る振込支給額と一致していない。

また、A社は、請求期間において請求者に支払う通勤費は、交通費として給与とは別に支払っていた旨回答し、通勤費に関する資料及びB銀行における入出金明細照会に係る照会結果の資料を提出しているものの、当該各資料には、同社における取引日(勘定日)ごとの合算金額及び摘要が記録されており、当該記録において、同社が請求者に対し支払った通勤費の額を特定し確認することはできない。

さらに、C市から提出された請求者の令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額、及びA社から提出された請求者の預金通帳において確認できる同年のうち一部期間に係る給与の預り金額により推認できる、請求期間の各月の給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額(62万円)と同額である。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。